

静岡県告示第234号

静岡県茶業振興条例第18条第1項の規定による、知事が別に定める物質を、次のとおり告示する。

平成31年3月26日

静岡県知事 川勝平太

1 知事が別に定める物質の名称

物質名	適用年月日
L-アルギニン	平成31年4月1日
L-アルギニンL-グルタミン酸塩	平成31年4月1日
5'-イノシン酸二ナトリウム	平成31年4月1日
5'-グアニル酸二ナトリウム	平成31年4月1日
L-グルタミン	平成31年4月1日
L-グルタミン酸	平成31年4月1日
L-グルタミン酸カリウム	平成31年4月1日
L-グルタミン酸カルシウム	平成31年4月1日
L-グルタミン酸ナトリウム	平成31年4月1日
L-グルタミン酸マグネシウム	平成31年4月1日
炭酸水素アンモニウム	平成31年4月1日
炭酸水素ナトリウム	平成31年4月1日
L-テアニン	平成31年4月1日

2 別に定める理由

茶葉等（静岡県茶業振興条例施行規則で定めるものに限る。）にこれらの物質が混入された場合に、本県のお茶の評価及び信頼を貶めるおそれがあると認められるため。